

(2020. 6. 1改訂)

# 「新型コロナウイルス感染症」に関する 感染防止ガイドライン

2020年6月1日

福井県ボート協会

## 目次

1. 強化活動の実施について	1
2. 日常練習・県内強化合宿について	2
3. 県外遠征(大会・合宿)について	3
4. 福井県立艇庫の使用について	5
5. 各チームの艇庫の使用について	5
6. 県内での競漕大会の開催について	5
<b>【添付資料】</b>	
福井県立艇庫利用ガイドライン	8

公益財団法人日本スポーツ協会（以下、日本スポーツ協会）、公益社団法人日本ボート協会（以下、日本ボート協会）、福井県、福井県保健体育課、公益財団法人福井県スポーツ協会（以下、福井県スポーツ協会）、美浜町が定める、「新型コロナウイルスの感染拡大予防ガイドライン」や「行動指針」に基づき、福井県ボート協会（以下、ボート協会）の「感染防止対策」ガイドラインを定め、令和2年6月1日より施行する。

なお、ボート協会加盟の各チーム、高校、中学校等については、当ガイドラインを遵守するとともに、既に各チーム、高校、中学校等でガイドラインを策定している場合は、それらを併用するものとする。

また、当ガイドラインは、新たな事象の進展、状況の変化に伴い、都度改訂していくものとする。

## 1. 強化活動の実施について

新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、国や福井県が発信する「警戒レベル」に沿って、強化活動内容を下記のとおり定めるものとする。

また、福井県および福井県スポーツ協会から強化活動に対する指示を遵守するが、大きな自然空間の中で実施され、三密を回避できる種目も存在するボート競技の特性、また、福井県嶺南地域の感染状況等を考慮しつつ、人口密度が低く、集合場所まで公共交通機関を利用が少ない等の嶺南地域の地域特性を鑑み、状況に応じ柔軟に対応するものとする。

緊急レベル		A: 緊急事態宣言		B: 緊急事態宣言が解除されたが、引き続き警戒が必要な期間			C: 新しい生活様式
状況	福井県	特定警戒地域に指定された場合	特定警戒地域に指定から外れた場合	活動制限の指示あり	活動制限の段階的解除	活動制限の解除	—
	嶺南地域	感染者状況に応じて判断	感染者状況に応じて判断	感染者状況に応じて判断	感染者状況に応じて判断	感染者状況に応じて判断	—
トレーニングフェーズ		フェーズ I	フェーズ II	フェーズ III	フェーズ IV	フェーズ V	フェーズ VI
トレーニング環境		個人トレーニング	施設個人利用 (設備や機器の感染防止対策を施して共有)	施設チーム利用 (設備や機器の感染防止対策を施して共有)	施設チーム利用 (設備や機器の感染防止対策を施して共有)	施設チーム利用 (設備や機器の感染防止対策を施して共有)	通常のトレーニング
人と人との距離		1.5m	1.5m	1.5m	1.0m	1.0m	規制なし
ボートの種類		シングルスカル	シングルスカル	シングルスカル	ダブルカスカルペア	段階的にクルーボートへ移行	通常通り
艇庫の利用		閉鎖	利用人数制限	利用人数制限	利用人数制限	利用人数制限	通常通り
エルゴトレーニング		個人使用	1.5m以上の間隔維持 十分な換気	1.5m以上の間隔維持 十分な換気	十分な換気	十分な換気	十分な換気
トレーニングルーム		閉鎖	入室制限 (設備や機器の感染防止対策)	入室制限 (設備や機器の感染防止対策)	入室制限 (設備や機器の感染防止対策)	入室制限 (設備や機器の感染防止対策)	十分な換気

	区域	市町数	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )
福井県 (H29.10)	嶺北地域	11	640,828	3,090
	嶺南地域	6	137,501	1,100
	全体	17	778,329	4,190
東京都	—	—	13,515,000	2,194
埼玉県	—	—	7,267,000	3,798

## 2. 日常練習・県内強化合宿について

福井県保健体育課および福井県スポーツ協会の要請に基づき、下記のとおり「三密」を回避するための感染防止策を講じた上で実施可能とする。

### 【練習前】

(1) 以下に該当する場合は、監督やスタッフに連絡し、自主的に参加を見合わせる事

① 体調が悪い場合(例:発熱・咳・咽頭痛・頭痛等の症状がある場合)

※練習前の検温を義務化する。

② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

④ マスクを準備し、トレーニング以外は着用を義務化する。(マスクが入手できない場合は、タオル等で口・鼻部分を保護し飛沫感染予防を行う)

⑤ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

(2) 更衣室の使用について

更衣室は特に感染リスクが高いため、下記に配慮する。

① マスクの着用を義務化する。

② 一度に入室する人数を制限し三密を避ける。

③ 室内またはスペース内で複数に触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子、スイッチ等)については、こまめに消毒する。

④ 換気扇を常に回し、換気用の小窓を開ける等、常時換気を行う。

⑤ 着替えは短時間で済ませる。

(3) 練習場までの移動について

① マスクの着用を義務化する。

② 自転車や徒歩、ランニングで移動する場合は、それぞれが密になることを避けるため、1.5m以上の間隔を開けるものとする。

③ バスや私有車での移動の際には、窓を開けて常時換気を行い、間隔を開けて着席し、会話は慎むものとする。

### 【練習中】

(1) 室内練習について

① 練習以外はマスクの着用を義務化する。

② 一度に入室する人数を制限し三密を避ける。

③ トレーニングルーム(体育館内含む)は、複数に触れると考えられる箇所(ドアノブ、スイッチ等)については、こまめに消毒する。

④ トレーニングは、各自1.5m以上離れて実施する。

⑤ 換気扇を常に回し、換気用の小窓を開ける等、常時換気を行う。

⑥ トレーニング後は、器具及び床等に付着した汗を拭きとり、ゴム手袋をした上で「次亜塩素酸水」等で必ず拭き取ること。

## (2) 水上練習について

- ① 練習以外はマスクの着用を義務化する。
- ② 艇庫は、一度に入室する人数を制限し三密を避ける。
- ③ 艇庫から速やかに艇を出し、速やかに水上練習を開始する。練習後も、棧橋や艇庫前に滞留せず、速やかに片付けるものとする。
- ④ 各フェーズに応じた艇種とする。
- ⑤ カタマラン乗船時は、各自、距離をとって着席し、マスク着用を必須とする。

## (3) 屋外練習について

- ① ランニングや自転車での陸上トレーニングを実施する際は、複数名で固まって並走せず分散して実施する。

### 【練習後】

- ① 練習以外はマスクの着用を義務化する。
- ② 練習後は速やかに帰宅する。
- ③ ゴミは各自持ち帰る。

### 【合宿】

- ① 練習以外はマスクの着用を義務化する。
- ② 食事場所においても三密にならないように間隔を開け、対面にならないよう着席する。

### 【国体選考合宿】

#### (1) 「ふるさと選手」の対応について

福井県保健体育課および福井県スポーツ協会の要請に準じ、緊急事態宣言の対象地域在住の「ふるさと選手」が参加する場合、実施日の2週間前(2週間は自宅待機)に来県させる等の対応が必要。

## 3. 県外遠征(大会・合宿)について

福井県保健体育課および福井県スポーツ協会の要請に基づき、下記のとおり「三密」を回避するための感染防止策を講じた上で実施可能とする。但し、再び県外遠征の自粛要請があった場合は、直ちに遵守するものとする。また、福井県民行動指針に準じ継続して感染者が発生している都道府県との不要不急の往来については自粛するものとする。

### 【移動前】

#### (1) 以下に該当する場合は、監督やスタッフに連絡し、自主的に参加を見合わせること

- ① 体調が悪い場合(例:発熱・咳・咽頭痛・頭痛等の症状がある場合)

※練習前の検温を義務化する。

- ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ④ マスクを準備し、トレーニング以外は着用を義務化する。(マスクが入手できない場合は、タオル等で口・鼻部分を保護し飛沫感染予防を行う)
- ⑤ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (2) 選手の体調急変に対応するため、緊急時の連絡体制を把握しておくこと。
- (3) 健康保険証を持参すること。
- (4) 遠征先における受け入れ制限等の情報を事前に把握し、安全最優先で計画すること。

### 【移動中】

- (1) 遠征先までの移動について
  - ① マスクの着用を義務化する。
  - ② バスや私有車での移動の際には、窓を開けて常時換気を行い、間隔を開けて着席し、会話は慎むものとする。また、休憩の際は、極力、トイレ休憩のみの短時間とし、人混みを避けて不特定多数との接触を回避する。
  - ③ 公共交通機関での移動については、混雑する時間帯や箇所を極力回避し、感染リスクの低い移動ルートを模索する。

### 【遠征先】

- (1) 大会会場・合宿先について
  - ① 大会会場・合宿施設等が定める、ガイドラインや指針に準ずるものとする。
  - ② レースや練習以外はマスクの着用を義務化する。
  - ③ 常に三密を回避する行動をとる。
  - ④ 遠征先での不要不急の外出は避ける。
- (2) 遠征先で体調が急変し、感染が疑われる場合について
  - ① 救急対応要請や現地の医療機関(保健所含む)と調整し速やかに対処する。  
【参考】厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスQ&A」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#top](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#top)
  - ② 該当選手、また濃厚接触者を他の選手から隔離するとともに、現地の医療機関(保健所含む)や各チームの感染者発生時の対応に準じて対処する。
  - ③ 該当選手の保護者に速やかに連絡する。
  - ④ 遠征を中止し速やかに帰省する。但し、複数人の感染が疑われる場合は、現地の医療機関(保健所含む)と今後の対応について協議し、適切に対処する。

### 【日本代表合宿・海外遠征】

日本ボート協会が定めるガイドラインに準じるものとする。

### 4. 福井県立艇庫の使用について

別添のとおり、美浜町が定める「福井県立艇庫」利用ガイドラインに準じるものとする。

## 5. 各チームの艇庫の使用について

当ガイドラインに準じ、「三つの密」を徹底的に回避するための感染防止策を各チームで講じるものとする。

## 6. 県内での競漕大会の開催について

福井県保健体育課および福井県スポーツ協会の要請に基づき、下記のとおり「三つの密」を徹底的に回避するための感染防止策を講じた上で、開催することを可能とする。

主催者は、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を、チェックリスト化し、適切な場所(大会の受付場所等)に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認する。

### (1) 参加募集時の対応

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることとし、遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会への参加を取り消したり、途中退場を求める場合があることを周知する。

また、福井県保健体育課および福井県スポーツ協会の要請に準じて、県外遠征の自粛が解除されない場合、また、福井県の県民行動指針により継続して感染者が発生している都道府県との不要不急の往来を自粛する観点から、該当の都道府県に所属するチームへの大会案内は行わない。なお、別途指示があるまでは、県内でのレースも無観客とし、応援者の来場を禁止する。

(2) 主催者が大会参加者に求める感染拡大防止のための措置は下記のとおりとする。

- ① 以下に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。(イベント当日に書面で確認を行う)
  - ア. 体調が悪い場合(例:発熱・咳・咽頭痛・頭痛等の症状がある場合)
  - イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ. 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること。(練習やレース中以外はマスクの着用を厳守する)
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 参加者、主催者スタッフ等との距離(1.5m以上)を確保する。
- ⑤ レース中に応援や大声での指導を行わないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 大会終了後2週間以内に、参加者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

(3) 大会参加者への対応

#### ◇体調の確認

チーム代表者は、大会当日に、出場者から以下の事項を書面または口頭により確認し主催者へ報告するものとする。

## 【確認内容】

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
  - ア. 平熱を超える発熱
  - イ. 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
  - ウ. だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
  - エ. 嗅覚や味覚の異常
  - オ. 体が重く感じる、疲れやすい等
  - カ. 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - キ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ク. 過去14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

### ◇マスク等の準備

感染防止対策からマスクの着用を必須とする。また、練習やレース中以外はマスクを着用を厳守する。

### ◇大会参加前後の留意事項

大会に出場するチームは、イベントの前後のミーティングも、「三つの密」を避けるとともに、会話時にはマスクの着用を厳守する。

## (4)大会主催者が準備等すべき事項

### ◇手洗い場所

主催者は、参加者が大会期間中に手洗いをこまめに行ったり、アルコール消毒剤等による手指消毒ができるように配慮する。

### ◇更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは特に感染リスクが高いため、下記に配慮する。

- ① 一度に入室する人数を制限し、三密を避ける。
- ② 室内又はスペース内で複数に触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒する。
- ③ 換気扇を常に回し換気用の小窓を開ける等、常時換気を行う。

### ◇洗面所

洗面所(トイレ)についても感染リスクが高いため、下記に配慮する。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる箇所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒する。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ④ 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をすること。



◇飲食物の提供時

主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、下記に配慮する。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、個別のペットボトル・ビン・缶で提供する。
- ③ 飲食物を取り扱うスタッフはマスクを着用する。

◇応援者の管理

応援者同士が密な状態とならないよう、常にアナウンスを行うものとする。

なお、別途指示があるまでは、県内レースにおいても、無観客とし、応援者の来場を禁止する。

◇大会会場

室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うものとする。

◇ゴミの廃棄

当面の間、ゴミ箱は設置せず、参加者自らが持ち帰るものとする。

◇大会会場でのその他留意点

- ① 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐かない。
- ② タオルは各自が持参するものとし共用しない。
- ③ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け会話は控えめにする、また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。
- ④ 飲み切れなかったスポーツドリンク等は会場内に捨てないこと。

以 上

## 福井県立艇庫利用ガイドライン

福井県の緊急事態宣言解除に伴い県立艇庫が利用再開となりますが、今後も引き続き「誰もが感染するリスク」、「誰でも感染させるリスク」があります。

艇庫を利用するみなさまには、ガイドラインに沿った利用を心がけ、利用するみなさまの感染を予防するため、以下のことをお願いいたします。

### (1) 施設の利用をする際の留意点

- ① 利用者は、利用前に必ず検温し、体調が優れない場合は利用を禁止とする。  
また、利用団体責任者は、所属する選手の体調等を把握し管理すること。
- ② 施設利用時は、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施しマスク着用を必須とする。アルコール消毒液は全国的に不足しているため、可能な限り利用団体で持参すること。また、利用団体記入簿を必ず記入し、施設監理者に提出すること。
- ③ 更衣室を利用する際は、短時間で少人数の利用に心がけること。可能ならば、学校で着替えてから練習に参加すること。また、更衣室内での休憩及び飲食は禁止とする。
- ④ 施設内で密な状態を回避するため、研修室及びトレーニングルームでのミーティングは禁止とする。
- ⑤ 当面の間は、県立艇庫内のゴミ箱(ペットボトル含む)は使用禁止とし、各自で必ず持ち帰り処分すること。

### (2) トレーニング時における留意点

- ① 艇庫内は常に換気をして利用すること。
- ② トレーニングルームを利用する際は、換気をした上で最低1.5m以上の間隔を取ること。  
なお、利用は最大10人までとする。
- ③ エルゴメーター及びワットバイクは、トレーニングルームでの使用を禁止とし、使用する際は、研修室と艇庫に分散して行うこと。なお、研修室の利用は最大20人までとする。
- ④ 強度の高いトレーニングの場合は、呼気が激しくなるため、より一層間隔を取ること。  
トレーニング器具を利用した際は、こまめに消毒し使用すること。
- ⑤ トレーニング後は、器具及び床等に付着した汗を拭きとり、ゴム手袋を着用した上で「次亜塩素酸水」等で必ず拭き消すこと。

### (3) その他留意点

- ① 万が一利用者で感染が発生した場合は、速やかに施設管理者(美浜町教育委員会:荒木担当)及び施設管理担当者(管理人:田辺理事長)へ連絡すること。